

第2章

人権に関する市民意識の現状と課題

- 1 人権問題に関する市民意識調査等にみる課題・・・

1 人権問題に関する市民意識調査等に見る課題

伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例の第7条に規定する調査として、「人権問題に関する伊賀市民意識調査」を、2009(平成 21)年、及び2014(平成 26)年度に実施し、それぞれ翌年報告書にまとめています。2015(平成 27)年10月の「人権問題に関する伊賀市民意識調査報告書(以降報告書)」は、2009(平成 21)年度に実施の前回調査、2012(平成 24)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果との比較検討を実施し、取組の効果測定と意識の変化を把握した報告書となっています。

報告書からは、これまでの教育・啓発の成果として、明確な目的を持って学習機会が定着しているところでは、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対する関心や意識は、徐々にではありますが着実に高まっていることがうかがえます。

しかし、講演会、研修会の手法のマンネリ化や参加者の固定化が懸念されるとともに、「過去5年間で、行政、学校、地域等が主催する人権問題に関する講演会や研修会、懇談会や映画会に参加したことがありますか」との問いに、前回調査より「一度も参加したことがない」が17.4ポイント改善されているが、人権啓発に触れることのない市民が、5割近くいることとなります。同和問題や障がい者、子ども、女性、高齢者、外国人といった人権課題に加え、さまざまな新しい人権課題が報告されるなか、人権啓発や学習の機会については、一定量の拡大を図る一方、質的向上についても考えていかなければなりません。また、いかに人権問題を自分自身の問題として取組んでいけるかといった動機づけの問題、市民による主体的な学習活動への支援など多くの課題があります。

なお、報告書の概要は以下のとおりです。

《報告書の概要》

調査の目的：この調査は、同和問題をはじめとする人権問題に関する市民意識の実態を把握するために行いました。調査結果は、今後の人権行政や啓発活動を効果的に推進していくための基礎資料として活用します。

また、2009(平成 21)年度の前回調査や2012(平成 24)年度の「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果と比較検討し、取組の効果と意識の変化を把握しました。

調査対象：伊賀市在住の満20歳以上の市民2,000人

標本抽出法：住民基本台帳に基づく層化無作為抽出法

調査方法：無記名によるアンケート回答方式・郵送回収法

調査期間：2015(平成27)年1月9日から1月31日まで

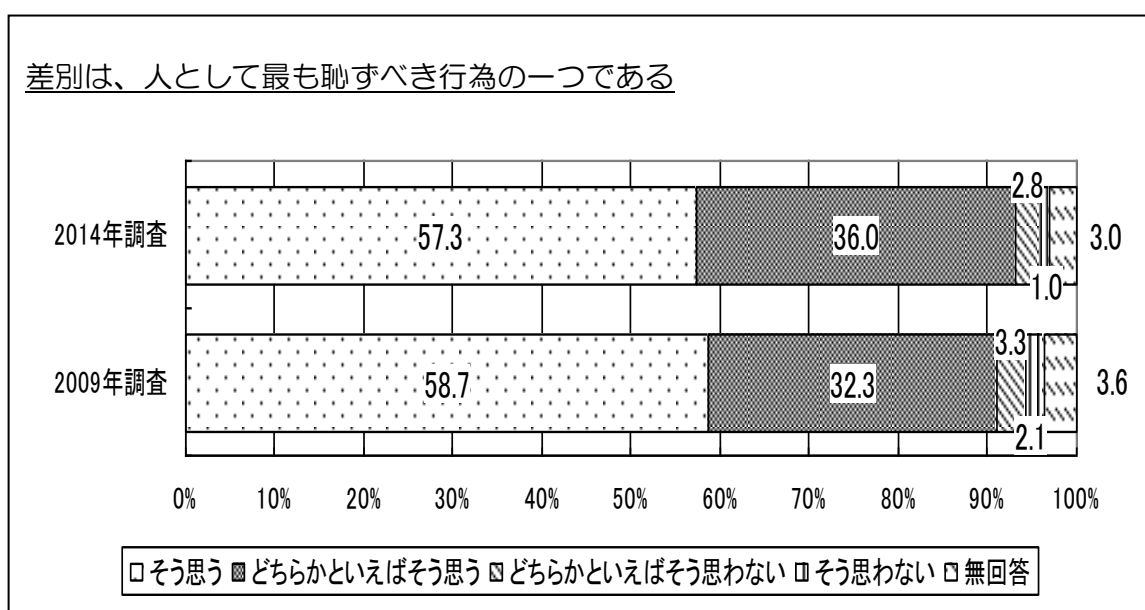
回収状況：返送は910票、うち有効回答は903票、回収率は45.5%、有効回答率は45.2%

また、それぞれの人権課題について、報告書から市民意識の現状を示すための数値的資料が無い場合は、次の報告書等から現状と課題を把握しました。

- ・2015(平成27)年伊賀市における男女共同参画に関する意識調査報告書
- ・2016(平成28)年度及び2014(平成26)年度伊賀市人権啓発企業等訪問・聞き取り集計データ
- ・伊賀市人口統計(65歳以上人口)、65歳以上運転免許自主返納数(伊賀警察署調べ)
- ・2016 伊賀地域インターネット差別表現書込み分析調査研究事業報告書(伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会)

(1) 人権や差別に関する意識

■差別は人間として最も恥ずべき行為の一つであるとの意見について

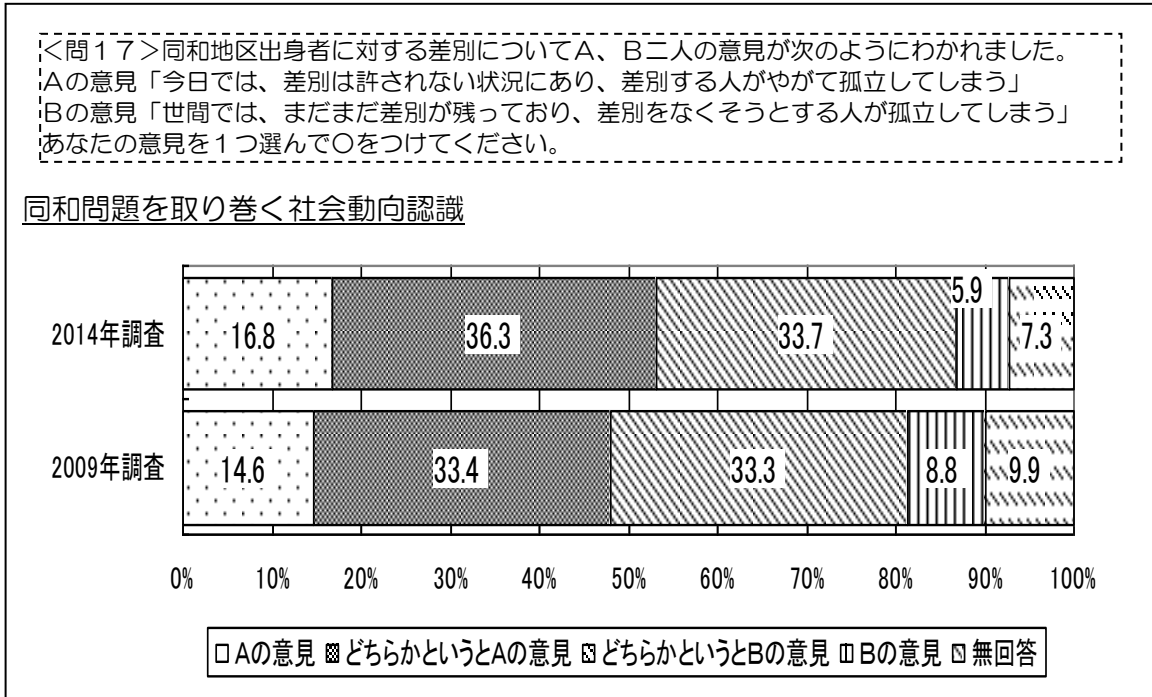


前回調査でも指摘されていますが、「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」と

捉える意識は極めて高いのですが、「差別を差別だと正しく判断できる力（見抜けること）」が求められます。後で結婚（縁談）相手の身元調査や住宅購入（賃貸）に対する態度に関する項目がありますが、その結果はここでの「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」との高い人権意識が反映しきれいていません。相談窓口や差別事象として報告がある事例や他市町・他府県の事例等を積み重ね、「何が差別にあたるのか」について、行政、市民、企業・事業所等の間で共通認識を図ることが必要です。

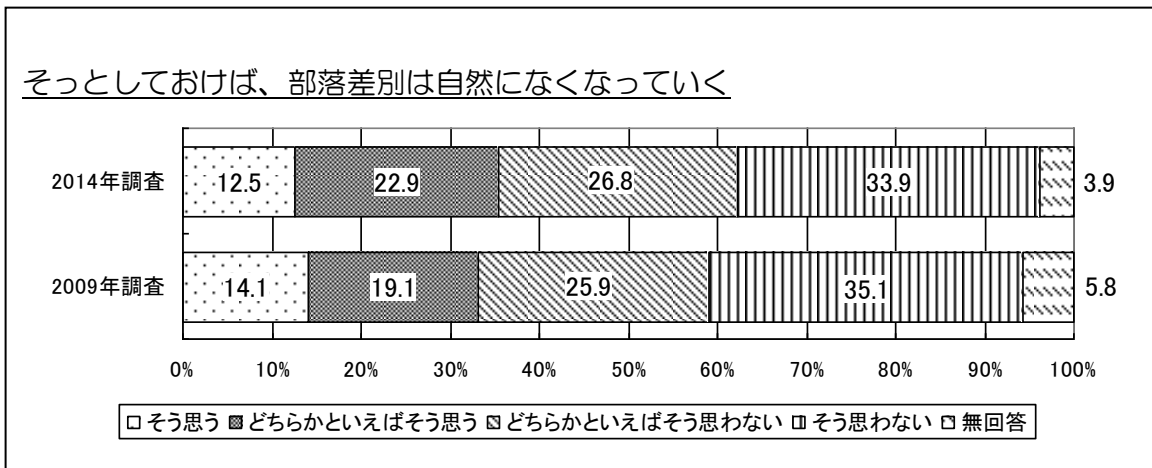
(2) 同和問題に関する意識

■市民の社会動向への認識について



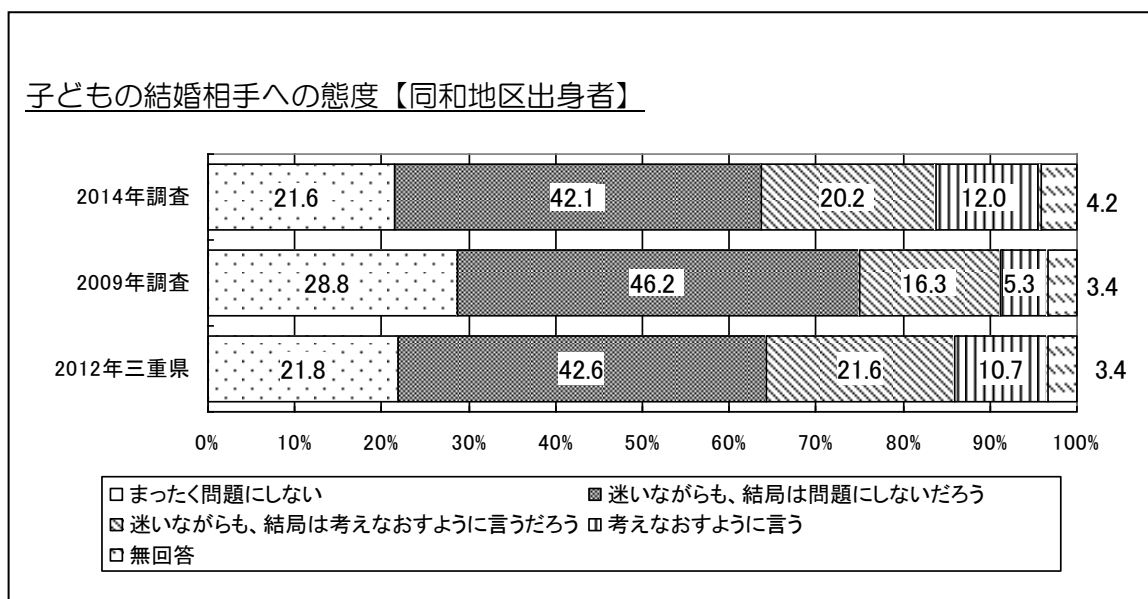
伊賀市民の同和問題を取り巻く社会動向への認識について、「差別する人がやがて孤立してしまう」という「Aの意見」「どちらかというAの意見」を合わせた割合が53.1%と過半数であり、前回調査と比べ、さらにその意識が高まり、着実に差別を許さない意識が広がってきていることがわかります。しかし、「差別をなくそうとする人が孤立してしまう」という「Bの意見」と「どちらかというBの意見」を合わせると4割弱あり、部落差別解消法の施行もあり、今後さらに部落差別は許されない状況となってきたことを正しく伝えていく取組が大切です。

■そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくとの意見について



「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」という質問に対する回答結果です。これは「差別や部落のことを話題にしたり、学校や地域で教育や啓発をしたりするからかえって差別はなくなるのではないか」という考え方です。同和問題に関する誤った認識や偏見によるうわさを、あたかも正しいように受け止めてしまう市民がいます。「寝た子を起こすな」という考え方は、こうした誤った情報が流されていることを放置し、正しい認識を提供したり、誤っていることを指摘したりしようとする取組を否定するものです。

■子どもの結婚相手が同和地区出身者



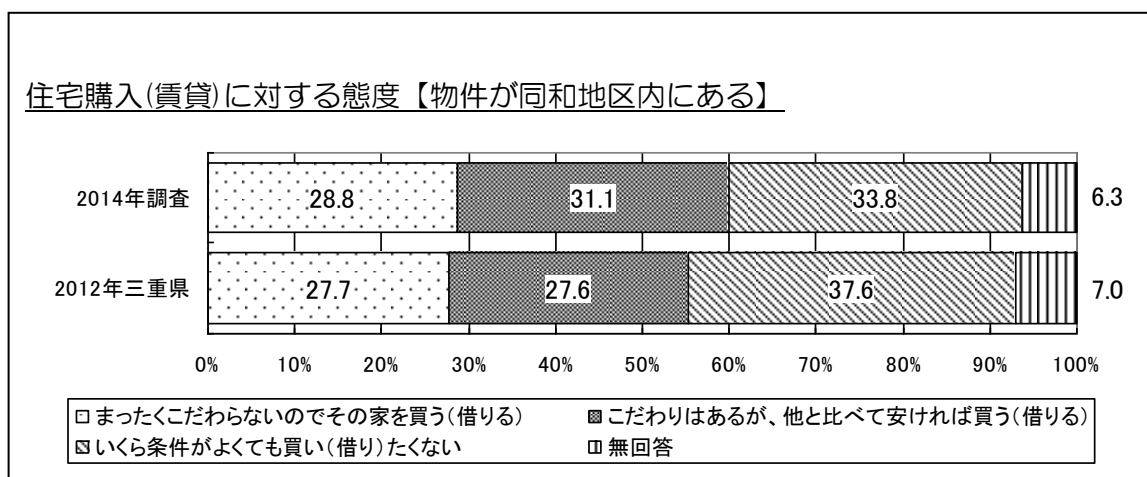
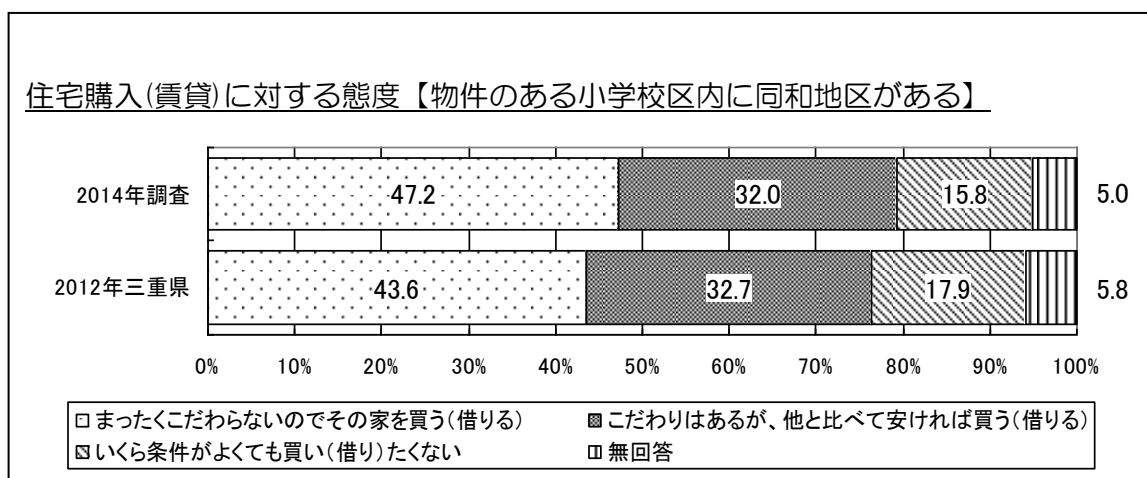
子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度では、「まったく問題にしない」が2割を超え、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」が4割を超えており、結果的に反対しない市民は合わせて6割を超えています。一方、「考えなおすように言う」という強い反対姿勢を見せた市民は1割を超え、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」は2割を超えています。

<用語の意味>

※ **寝た子を起こすな**：同和問題をいまさらにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという「寝た子を起こすな」の考え方があります。同和問題は、現実には生きている社会問題です。差別は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では差別の解消につながらないばかりか、かえって差別を拡大する結果を招くことにもなります。また、差別のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であり、差別で苦しむ人の声に蓋をして現実から逃げ、差別の解消をめざし行動する人に制限を加えることになるといえます。この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をすべきかを考え行動に移していくことが大切です。

■土地差別について

間取りや交通の便、環境や値段などが、自分の目で確かめ、気に入ったのであれば、その物件を購入したり、借りたりすることは当たり前です。気に入った物件の小中学校区内に同和地区がある場合、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」とした人は47.2%、物件が同和地区内にある場合は28.8%にとどまっています。一方、物件のある小中学校区内に同和地区がある場合、「いくら条件がよくても買い(借り)たくない」とした人が15.8%、物件が同和地区にある場合は33.8%に上っています。「同和地区に住めば、世間から同和地区の人とみなされてしまうのではないか」というように、同和地区だけでなく、小中学校区内に同和地区がある物件すら避けようという意識が見られます。



■忌避意識について

「同和地区に住んだり、地区出身者と結婚したりすると地区出身者と判断される」とか、「同和地区出身者と世間から見なされるかもしれない」という考えから、同和地区に住むことを避けようとする意識を『忌避意識』といいます。

「もし、あなたが住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その物件のすぐ近くに次のような条件があ

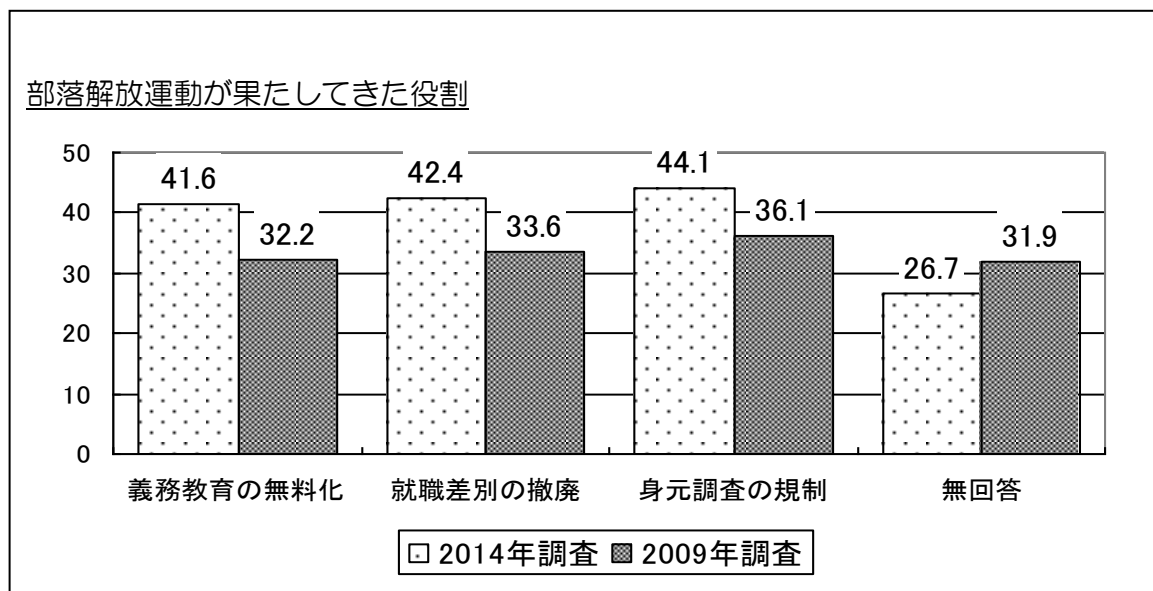
ることがわかった場合、あなたはどのようにしますか。」の設問で、間取りや交通の便、環境や値段などが気に入っても「物件が同和地区内にあるとわかった」という事情が加われば、「いくら条件がよくても、買い（借り）たくない」とする回答が33.8%となっています。

■同和地区出身者かどうかを判断する理由について

市民の55.1%(前回調査55.3%)は、「本人が現在、同和地区に住んでいるかどうか」で、「同和地区出身者かどうか」を判断していることがわかります。しかし、この判断基準以外にも本籍地や出生地、また父母や祖父母のことを基準に考える人まで、実にさまざまな判断基準があることがわかります。このことから市民一人ひとりがいまいな主観で「同和地区出身者」をつくりあげていることがわかります。前述の子どもの結婚相手への態度や、土地(建物)等の物件に対する態度が、如何に根拠のないものを基にして忌避されているのかが、わかります。

■部落差別をなくそうとする取組が果たしてきた役割について

部落差別をなくそうとする取組の中で問題提起したことをきっかけに、日本の人権政策が大きく前進した例は多くあります。よく知られていない項目について前回調査と比べ認知度が高まっており、教育や啓発の効果がはっきりと見られます。部落差別をなくそうとする取組は、すべての市民の人権保障とも深くつながっていることがわかります。

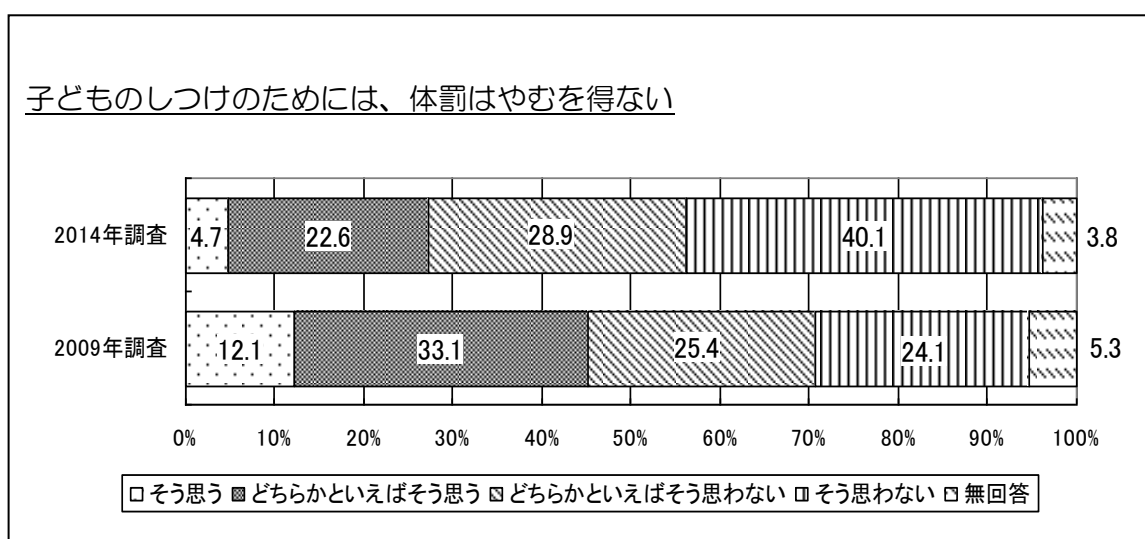


(3) 子どもの人権に関する意識

■しつけのための体罰について

前回調査では、「子どものしつけのためには、体罰はやむを得ない」を肯定する意見が半数近い（45.2%）数値を示していましたが、今回調査では、27.3%と縮小し、逆に「体罰は許されない」とする意見が、今回調査で約7割（69%）となり、大きな改善が見られます。

体罰や暴力を容認する意識は、虐待を見過ごしたり、見逃したりしてしまうことにもつながり、子育て世代の支援制度の確立や普及、体罰や暴力に頼らないしつけの方法など、虐待の防止とともに、行政をはじめ、学校や家庭、地域が連携して考え、普及していくことが必要です。



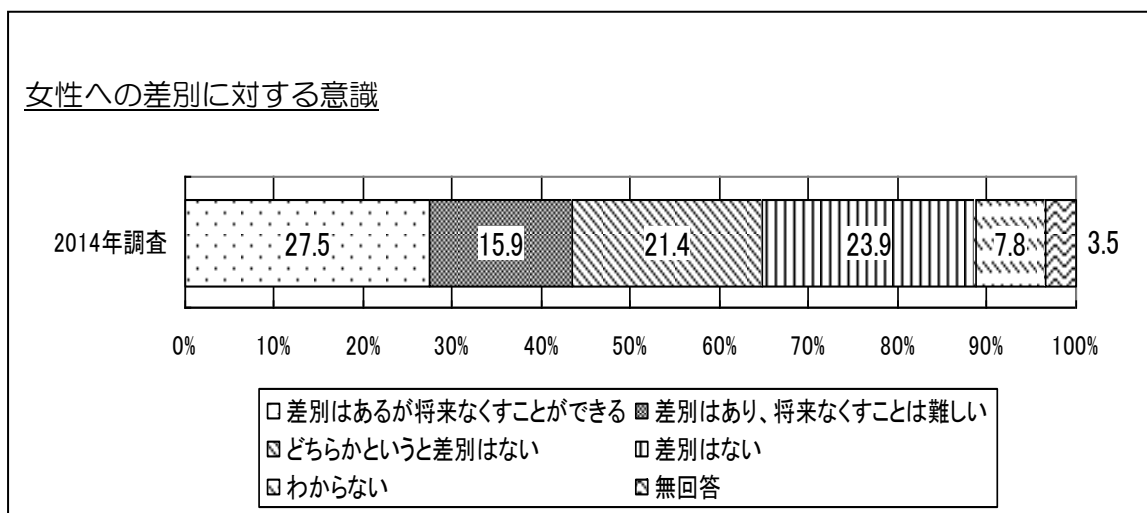
(4) 女性の人権に関する意識

■女性への差別の現状認識や解決への展望

「差別はあるが将来なくすことができる」は27.5%と約4人に1人、「差別はあり、将来なくすことは難しい」は15.9%と1割半ばに達し、「どちらかというとは差別はない」と「差別はない」を合わせると45.3%と4割半ばになっています。性別では「差別はない」で「男性」は「女性」より15.6ポイント高く、3割を超えています。

地域活動における役職の女性割合が低いこと、政策決定の場に女性が少ないこと、固定的役割分担意識によって女性に家事や育児、介護等の負担が集中していることなどにより、労働力率M字曲線が生み出され生涯賃金の格差が生じていることなど、差別は依然として厳しく残されています。また、差別を差別と見抜けないために差別が容認されているケースも考えられます。「女性」の人権を解決するためには、「男性」側の意識や態度を変えていくことが重要です。

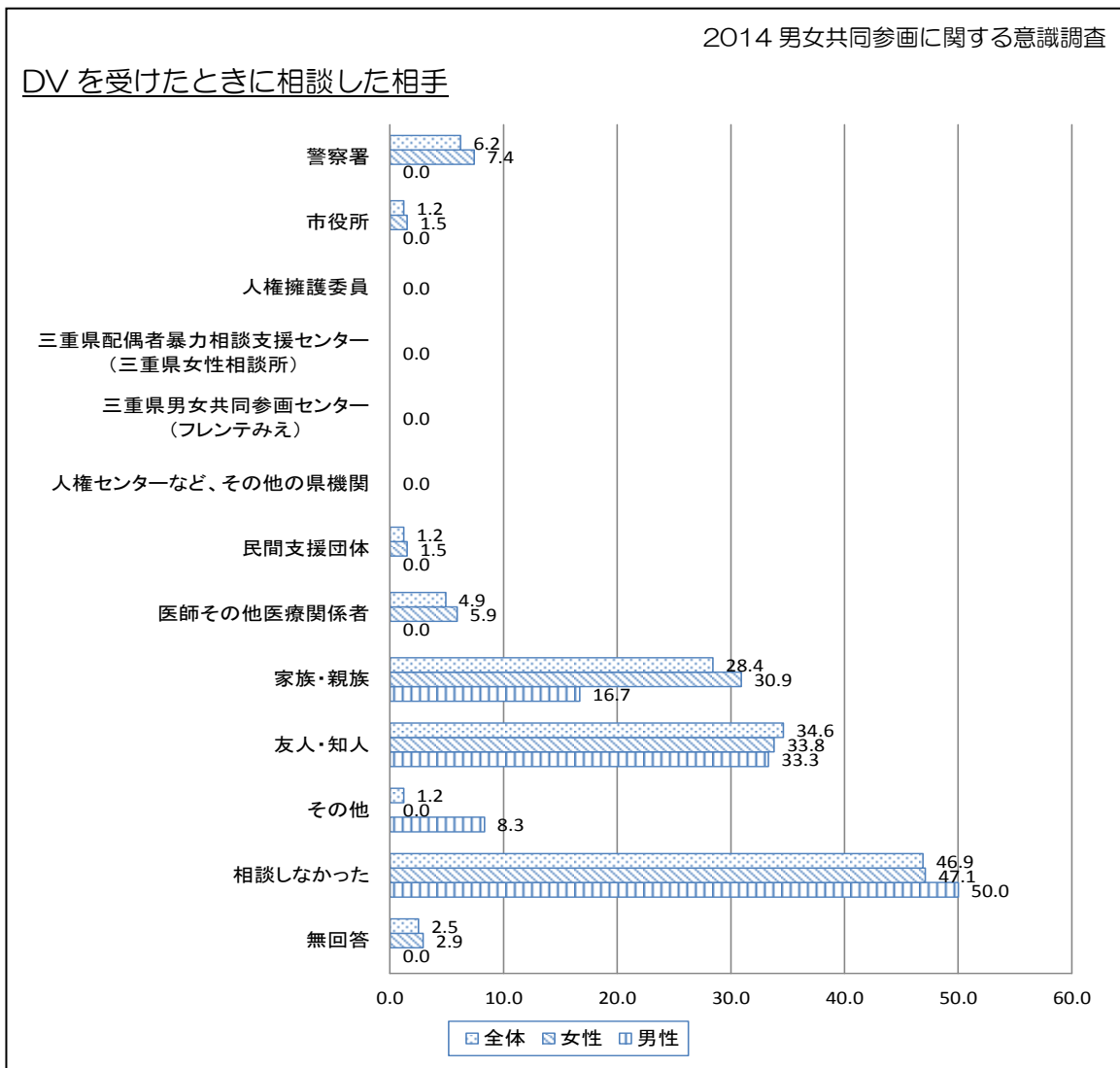
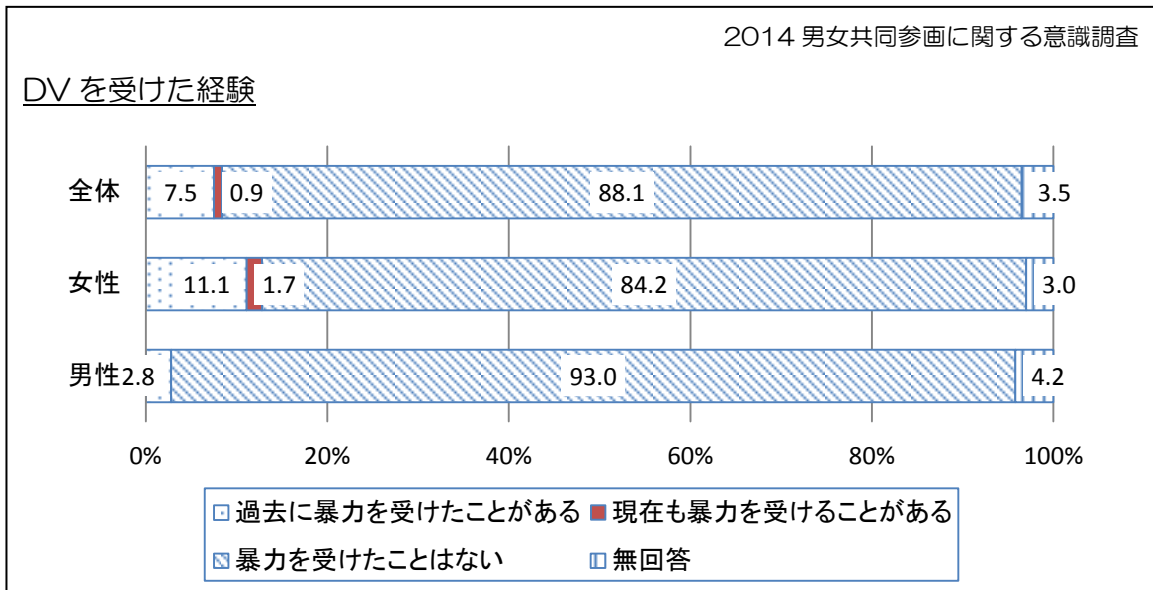
今後は、市民の私生活のなかにある差別の解消に目を向け、地区懇談会などで家事分担における男女の協力体制や育児環境・職場環境の整備などのほか、仕事中心という社会全体の仕組みや意識の改革が必要だと言えます。



■DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けた時に相談した相手

2014(平成26)年度実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」から、全体では、DVを受けたことがないとする割合が88.1%と、過去に受けたことがある、現在も受けている、を合わせてDV被害者は8.4%と少数なのですが、暴力を受けた時に相談した相手を問う質問には、「誰にも相談しなかった」という回答が全体で46.9%と最も高く、被害が表面化しにくい状況が課題と考えられます。また、相談した相手が、人権擁護委員、三重県配偶者暴力相談センター(三重県女性相談所)、三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)、人権センターその他の県機関は0%、市役所も1%台と、公的な相談機関が相談者に

とって遠いという結果が出ており、早急な改善が必要です。



■男女の地位の平等感について

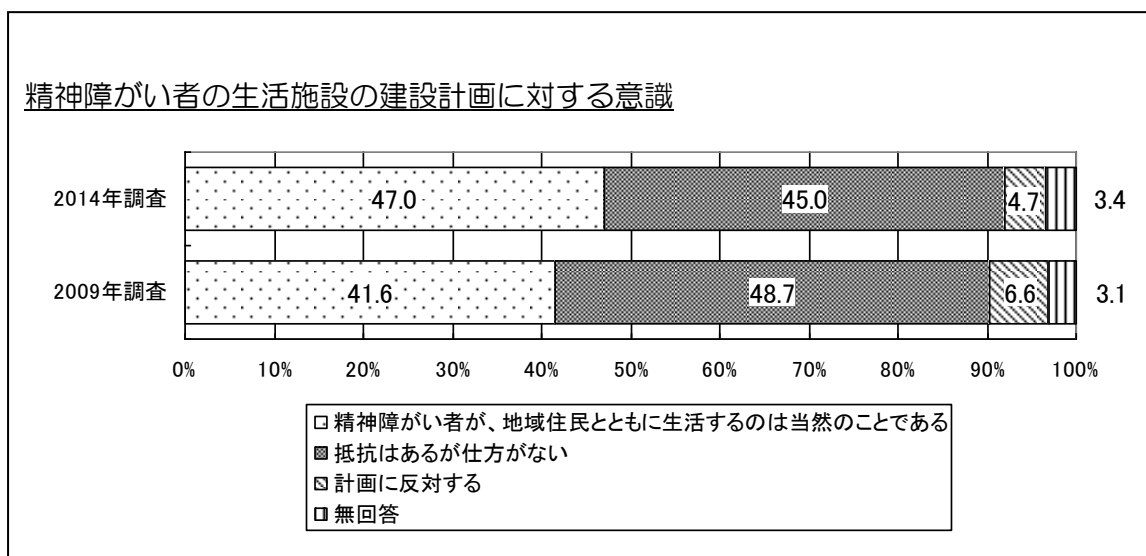
2014(平成26)年実施の「伊賀市における男女共同参画に関する市民意識調査」から、学校生活や法律・制度を除いた全ての項目で、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、男性優遇感が強くなっています。また、学校生活と社会通念・習慣・しきたりを除いた全ての項目で、女性は男性よりも男優遇感を強く感じている一方、男性では女性よりも平等と感じている人が多くなっており、男女間で性別による不平等意識に差があると言えます。また、若年層において性別役割分担意識はやや解消しつつあるものの、全体では「そう思う」が「そう思わない」を上回っており、まだまだ根強く残されていると言えます。男女がともに対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現にはそれぞれの環境や制度における男女の不平等さの解消に加えて、各個人の意識を変えていくことが必要です。

■当事者（関係団体）の声・意見

- ・夫(男性)は、退職後、家事を手伝ってくれるが、「自分の仕事」だと思わず、「妻(女性)の仕事を手伝ってあげている」意識がある。
- ・現在の30代の夫婦は、学校教育の中で男女共同参画を学んでおり、家事の分担は当たり前だと思っているが、親世代は性別的役割分担意識が強く、「妻にやらされて夫がかわいそう」「夫より妻が強い」「妻は何もしない」など、夫(男性)が家事をすることにマイナスイメージを持っている。
- ・自治会等の役職を決めるとき、慣習として、女性は候補にも挙がらなかったり、一人暮らしの女性は外されたりしている。反対に、学校の保護者会等の役職については、男性が会長に選ばれることが多いため、男性は仕事に逃げて、女性が参加していることがある。

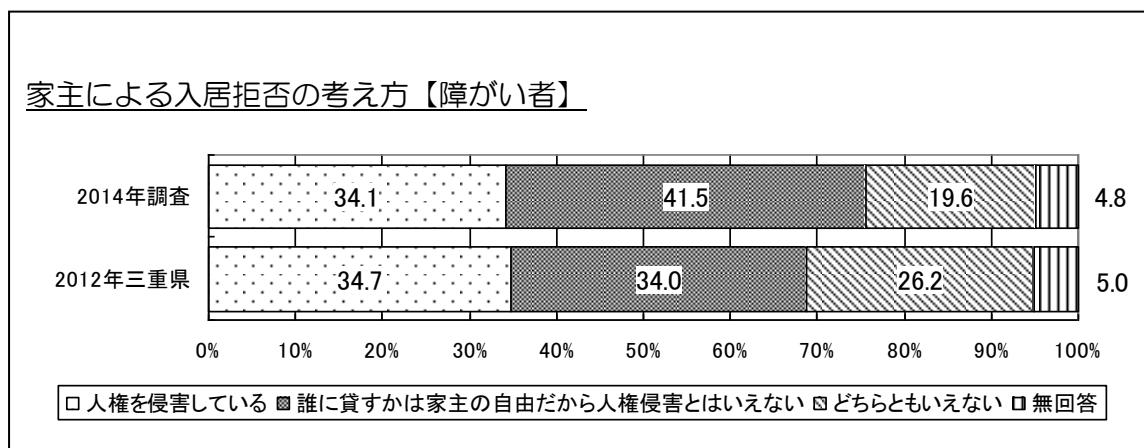
(5) 障がい者の人権に関する意識

■精神障がい者の生活施設の建設計画に対する意見について



精神障がい者の生活施設などの建設が近隣住民から反対されることを「施設コンフリクト」といいます。そこには、精神障がい者に対する誤った認識があり、そのことに基づく不安が反対の大きな理由になっています。今回の調査は4.7%の人が「計画に反対する」と答え、また「抵抗はあるが仕方がない」という回答は45.0%に及んでいます。これに対して、「精神障がい者が、地域住民とともに生活するのは当然のことである」と回答した人は47.0%と最も高くなっており、前回調査と比べても理解が広がってきていることがわかります。「人権のまちづくり」の視点を大切にされた地域での交流の場を通して障がい者への理解を深め、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が共生できる社会の実現に向けて、同じ地域住民として地域活動に取り組むことが大切です。

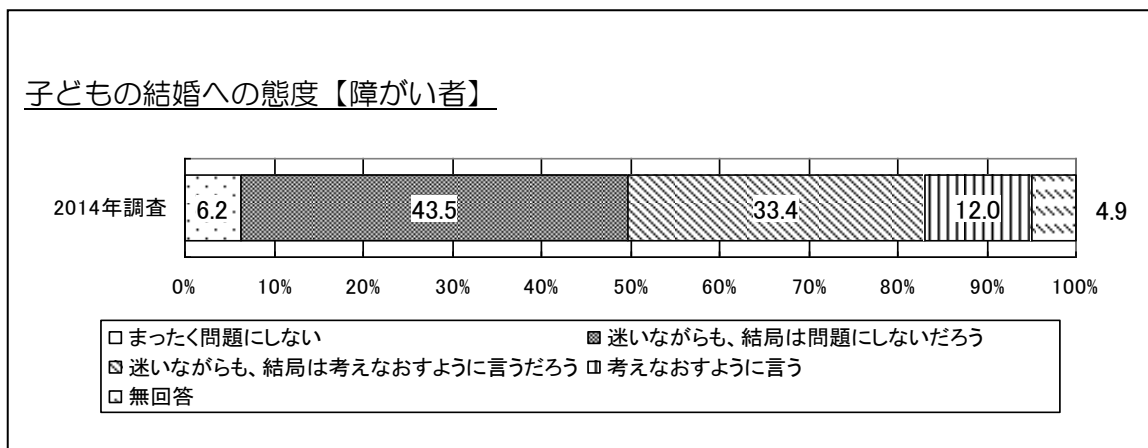
■家主による障がい者であることを理由とする入居拒否について



障がい者であるということを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題と言えます

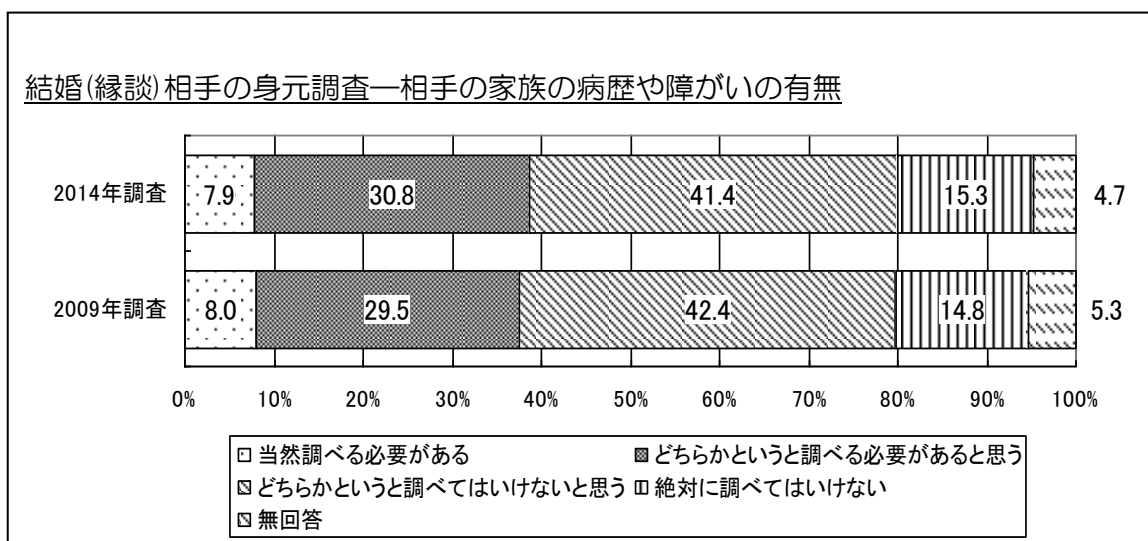
ます。例えば、入居を拒否する理由が勝手にスロープや手すりをつけられると後に修繕費などが必要になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはず。災害時等の避難について不安があることが拒否の理由であれば、民生委員・児童委員などの地域で支援してくれる人たちに見守りや協力などをお願いしていくことで不安を軽減できます。「人権のまちづくり」とは、誰もが住みよい街になるよう取組むことであり、こうした障がいのある人に対する入居拒否が起きないように理解を深めていくことが必要です。

■子どもの結婚相手が障がい者である場合の態度について



子どもの結婚相手が障がい者である場合、「まったく問題にしない」と明確に答えた人は6.2%と1割にも満たず、「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」と合わせても、反対しない割合は半数に達していない状況です。一方、「考えなおすように言う」と答えた人は12.0%と1割を超え、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」も33.4%となっており、結婚についての忌避意識は根強く残されています。

■相手の家族の病歴や障がいの有無の身元調査について



結婚に際して、相手の家族の病歴や障がいの有無を調べることは明らかな差別です。しかし、7.9%の人が「当然調べる必要がある」とし、30.8%の人が「どちらかとうと調べる必要があると思う」としており、2つを合わせると38.7%に上っています。

一方、「絶対に調べてはいけない」とはっきり否定している人は15.3%にとどまっています。病歴や障がいに対する偏見と排除の意識が、なお根強く残っていると言えます。

「障がいのある人が暮らしにくいと感じる『障害(障壁)』は障がい者自身ではなく社会の方にあり、それを取り除くのは私たちの責任だ」という認識に立って、取組んでいくことが必要です。

■障がい者の雇用について

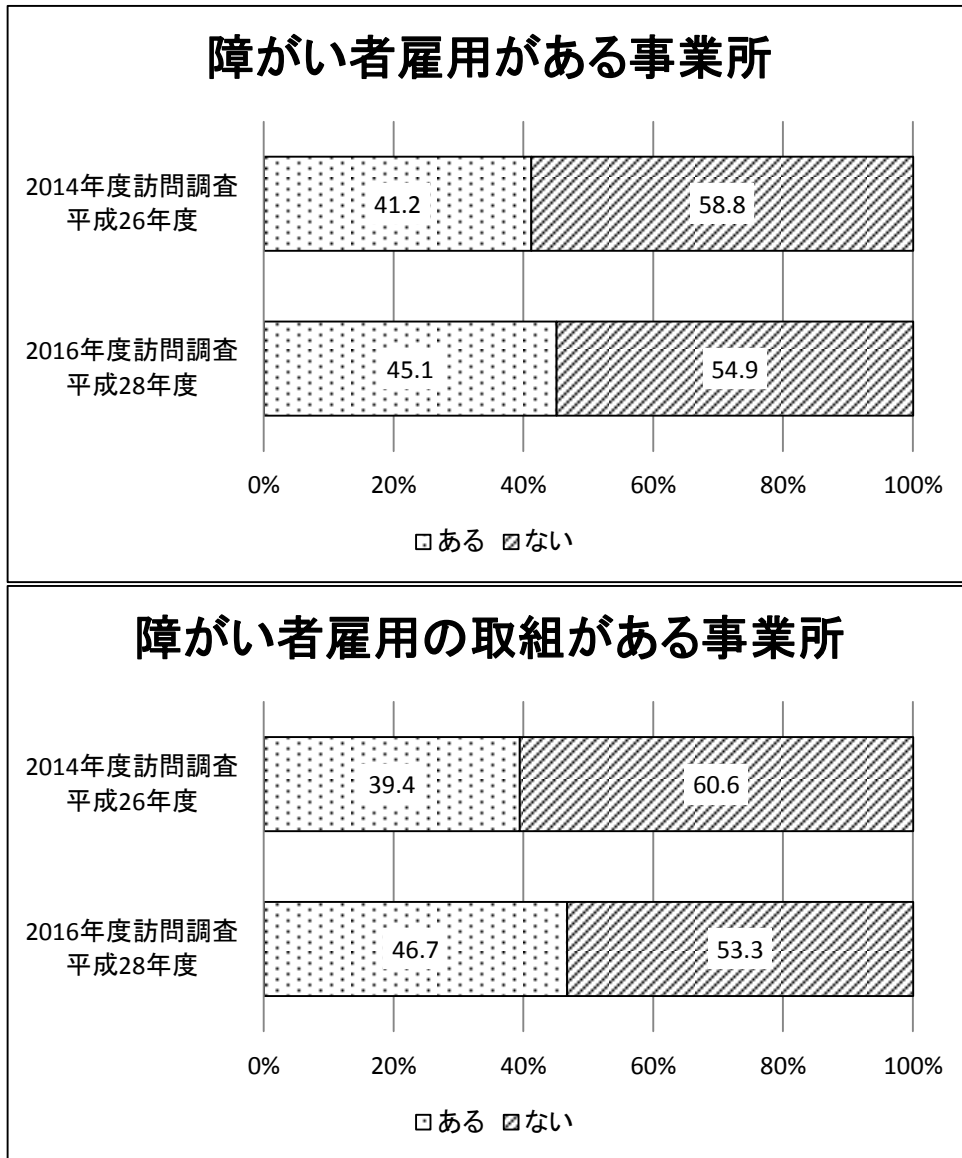
毎年の差別をなくす強調月間に、伊賀市内企業・事業所へ伊賀市・三重県・ハローワーク(国・厚生労働省)の三者で、人権啓発企業訪問を行っております。訪問による聞き取りと文書による回答を合わせた市内246事業所のうち、法定雇用率[※]に関係なく、障がい者の雇用がある事業所は45.1%で、障がい者雇用の取組がある事業所(障がい者の雇用をしようとハローワークに相談したり、トライアル雇用[※]などの取組がある事業所)は、46.7%でした。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が、2016(平成28)年4月に施行されています。行政はもとより、企業・事業者や市民が一体となって、法律に基づく啓発や、障がいのある人もない人も、適性に応じた就労支援や、就労後も合理的配慮のある、働く環境や暮らしやすい社会の実現が必要で

<用語の意味>

※ **法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならない(2018年度4月から精神障がい者も対象となる)ことになっています。その一定割合を法定雇用率といいます。障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現し、就労による障がい者の自立をめざすことを目的に、法律ができました。5年ごとに見直しされます。

※ **トライアル雇用制度**：3ヶ月の試用期間を設けて実働し、常勤雇用[※]に切り替える制度のことをいいます。求職者にとって、実際に就職したが、想像していた職場環境や仕事内容と異なっているなどの声が多く寄せられたことから、導入されました。また、雇用を受け入れる企業にとって、トライアル期間中に労働者の様子を見て、自社での正式採用か可能かどうかの検討を行うことが出来ます。

ハローワークでのトライアル雇用には、一定の対象者が設定されています。①35歳未満の若年者、または同年齢世代の長期無業者②45歳以上の高年齢者③母子家庭の母等④障がい者などに該当する方です。



■当事者（関係団体）の声・意見

身体障がい

- 障がいの種類によって、苦労や思いは違う。外見でわかる人とそうでない人がいる。私のように指先が欠損している人は、誰でもすぐにわかる。子どもは悪気がなく親に「あの人、手どうしたの?」と尋ね、親が慌てて制止させることは数え切れないほど経験した。
- 私のように人工透析している人は、見た目ではわからない。だから、会社で本当の事を言うと、かえってしんどい思いをするから言っていない。住んでいる地区でも、あまり良いうわさにはならない。
- 当事者や家族は、排除されたり、忌避されたりすると、それを敏感に感じる。

知的障がい

- 子どもが施設に就職することができたが、家に帰ると、母親に暴言を吐くようになった。働いている環境・人間関係にストレスがあるのだと思う。また、職場から家に帰るまでの道中で、何かぶつぶつ言っているのは、精神的なプレッシャーやストレスを解消している行為と考えられるが、周囲の人には理解されにくい。
- 子どもが現在勤務している事業所は、昔から障がい者の雇用に関して積極的であるが、社員からは「お前なんか辞めてしまえ」などと言われる。

精神障がい

- 子どもは、見た目ではわからないから地域の青年団の勧誘があったが、集団行動ができないので参加していない。地域には本当のことが話せないため、なぜ参加できないのかと言われた。コミュニケーションが取れないとか、変なうわさになることを恐れて、地域には子どもに障がいがあることは言えない。

(6) 高齢者の人権に関する意識

■高齢者の社会参加

年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることのできないことですが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。伊賀市では、総人口の 31.4%が 65 歳以上(2017 年 5 月末現在)で、超高齢社会です。

また、超高齢社会が進むのに伴い、認知症の高齢者がさらに増加することが見込まれます。

高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

	伊賀市人口	65 歳以上人口	高齢者率 65 歳以上	65 歳以上 運転免許 保有者数	65 歳以上 運転免許 保有率
2012 (平成 24)年	97,875	27,253	27.8%	13,956	51.2%
2013 (平成 25)年	96,767	27,958	28.9%	15,056	53.9%
2014 (平成 26)年	95,730	28,646	29.9%	15,993	55.8%
2015 (平成 27)年	94,708	29,011	30.6%	16,615	57.3%
2016 (平成 28)年	93,896	29,257	31.2%	17,153	58.6%

※ 各年は、暦年(1/1～12/31)のデータとなります。従って伊賀市の人口統計は、12 月末データを使用しました。

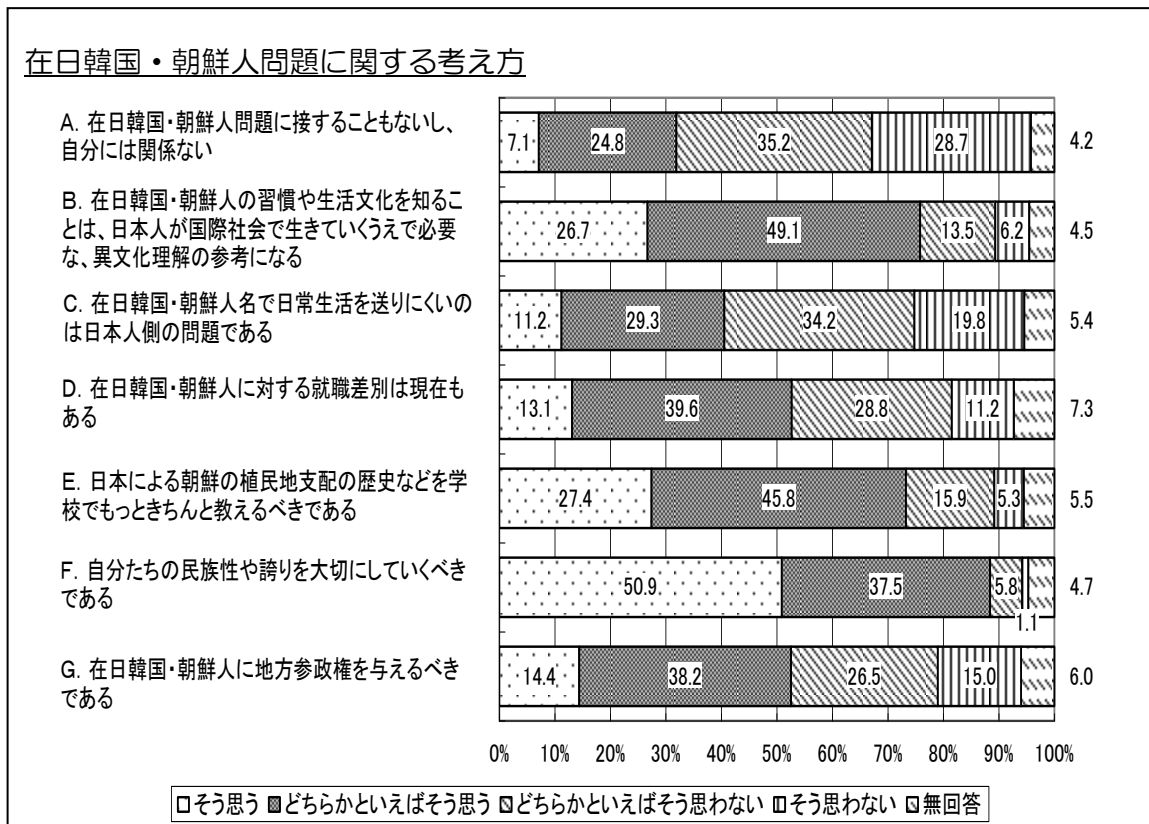
■当事者(関係団体)の声・意見

- ・就労を希望しても、体力等が低下した高齢者に合う職種が少ない。
- ・時代背景により、事業所が公的年金に加入していなかったケースや、加入期間が短いため年金を受給できないケースがある。しかし、「働ける」条件に当てはまる人は生活保護が受けられず、生活が困窮していることがある。
- ・被害妄想から、近所から悪口を言われている、嫌がらせを受けているという相談を受けることがある。
- ・地域の見守り活動が浸透してきて、安否確認のために、窓ガラスを割って家の中に入らなければならないケースは、減少しているように思う。
- ・公営住宅のバリアフリー化が進んでおらず、高齢の居住者は大変に思っている。

- 社会的背景から女性の自動車運転免許取得率が低かったため、就労意欲があっても通勤範囲が限定されている。さらに、パートナーが免許を返納した場合、交通手段がなくなり、日常の買い物など生活に影響が出ているほか、自宅から出る機会が減少しているケースがある。

(7) 外国人の人権に関する意識

■ 在日韓国・朝鮮人問題について



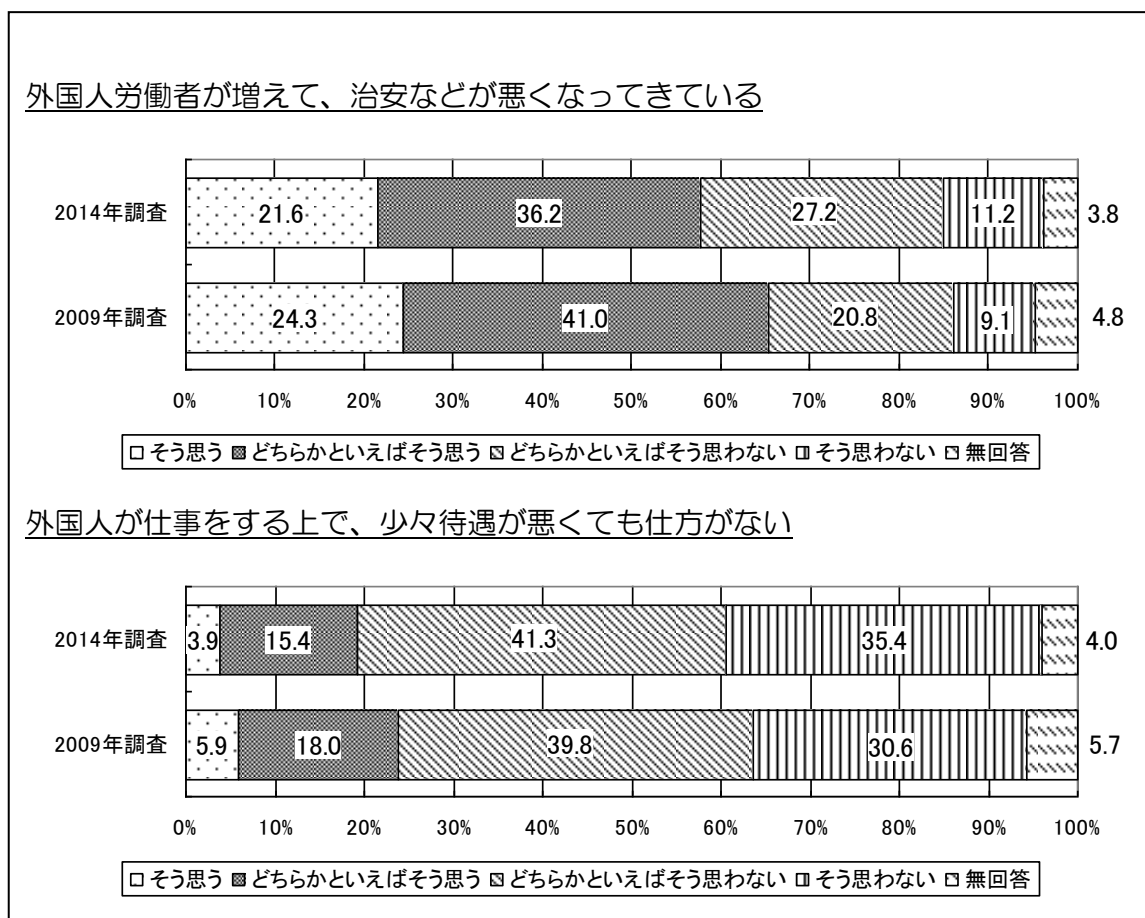
前回調査と同じように、「F. 自分たちの民族性や誇りを大切にしていけるべきである」、「B. 在日韓国・朝鮮人の習慣や生活文化を知ることが、日本人が国際社会で生きていくうえで必要な、異文化理解の参考になる」、「E. 日本による朝鮮の植民地支配の歴史などを学校でもっときちんと教えるべきである」との考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は、それぞれ88.4%(前回調査85.9%)、75.8%(前回調査77.0%)、73.2%(前回調査74.2%)の人が、肯定的な意見を持っています。このことから、在日韓国・朝鮮人との共生社会をつくることについて前向きに考えている人が高い割合を示しています。

また「G. 在日韓国・朝鮮人に地方参政権を与えるべきである」という考え方に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えている人は52.6%(前回調査61.9%)、「D. 在日韓国・朝鮮人に対する就職差別は現在もある」という認識に対しては52.7%(前回調査55.1%)、「C. 在日韓国・朝鮮人名で日常生活を送りにくいのは日本人側の問題である」との意見については、40.5%(前回調査50.9%)となっており、いずれも前回調査からは後退していますが、国際情勢に左右されず、地域社会においては、在日韓国・朝鮮人との共生社会をつくることについて、前向きに考えている人がいます。

しかし一方で、「A. 在日韓国・朝鮮人問題に接することもなし、自分には関係ない」とする考え方、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」とした人の合計が、31.9%(前回

調査 33.1%)と 3 割を超えています。

■外国人に関する意識について

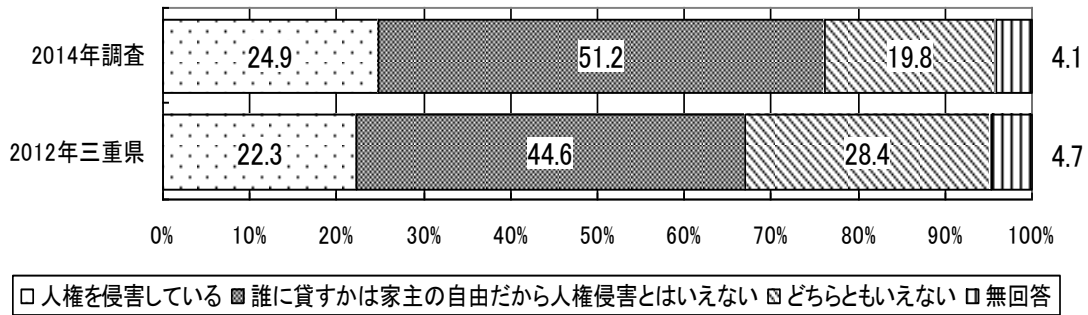


「外国人労働者が増えて、治安などが悪くなってきている」、「外国人が仕事をする上で、少々待遇が悪くても仕方がない」という意見を支持している「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、57.8%(前回調査 65.3%)、19.3%(前回調査 23.9%)と、市民意識から一定の改善が見られます。これは統計的データや根拠がなく、憶測や偏見に基づく判断であると言えます。今後もお互いが交流する機会を積極的につくるとともに、日本で生活する外国人が直面している困難や人権侵害について積極的に学ぶ姿勢が求められます。

■家主による外国人であることを理由に入居を拒否することについて

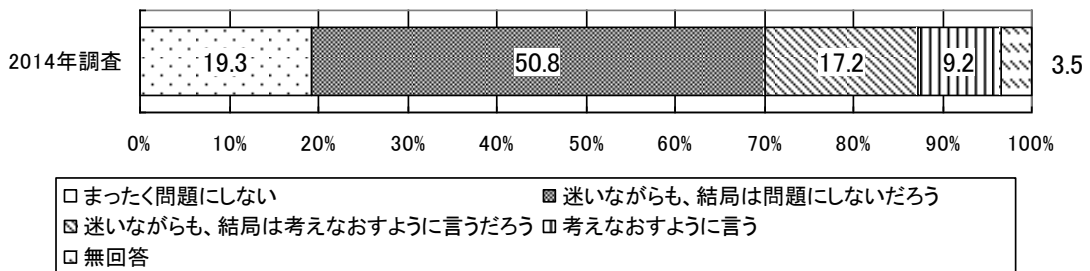
外国人であることを理由に、家主が入居を拒否することは入居差別の問題になります。例えば、入居を拒否する理由が夜に大勢で騒がれると他の入居者の迷惑になり困るということであれば、入居者にしっかりと説明すれば済むはずで、ゴミ出しの日や分別、言語の問題であれば、役所の窓口や外国人を支援している民間組織へ相談すれば解決できることが多くあります。こうした外国人に対する入居拒否が起きないように、お互いのことを知り交流していくことで、誰もが住みやすい街になるよう取組むことが必要です。

家主による入居拒否の考え方【外国人】



■子どもの結婚相手が外国人である場合の態度について

子どもの結婚への態度【外国人】

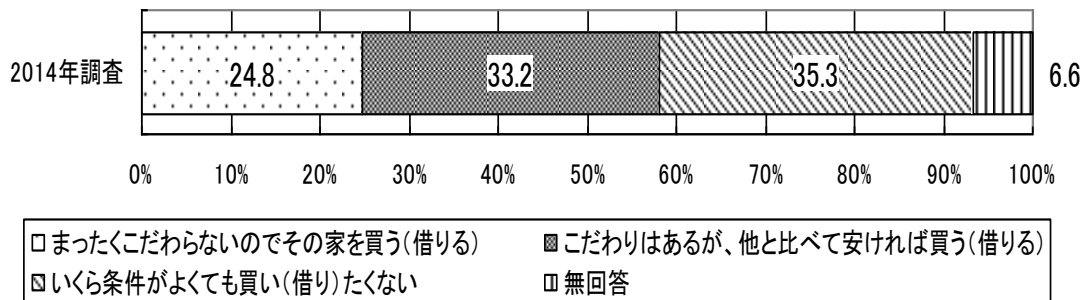


「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると70.1%と反対しない人は、7割を超えています。しかし、「迷いながらも、結局は考えなおすように言うだろう」と「考えなおすように言う」を合わせると26.4%と、3割弱の人が考えなおすように言うと答えています。子どもが結婚したいと言っている相手が外国人である場合、「考えなおすように言う」といった態度を示すことは結婚差別になります。

■気に入った物件の近くに外国人の集住地域がある場合の態度について

3割を超える人が、間取り、交通の便、環境、値段が気に入った物件であっても、その近くに外国人の集住地域があれば、その物件を買ったり借りたりすることを避けるとしています。そこには外国人に対する偏見や差別意識があり、さきほど紹介した、「外国人労働者が増えて、治安が悪くなっていると思う」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、57.8%と6割弱に上っている状況とも重なってきます。市内では、住民自治協議会などの活動を通じて、日本人と外国人とが盛んに交流している地域もあり、市内の全域でこうした取組が広がっていくことが望まれます。

住宅購入（賃貸）に対する態度【外国人の集住地区が近くにある】

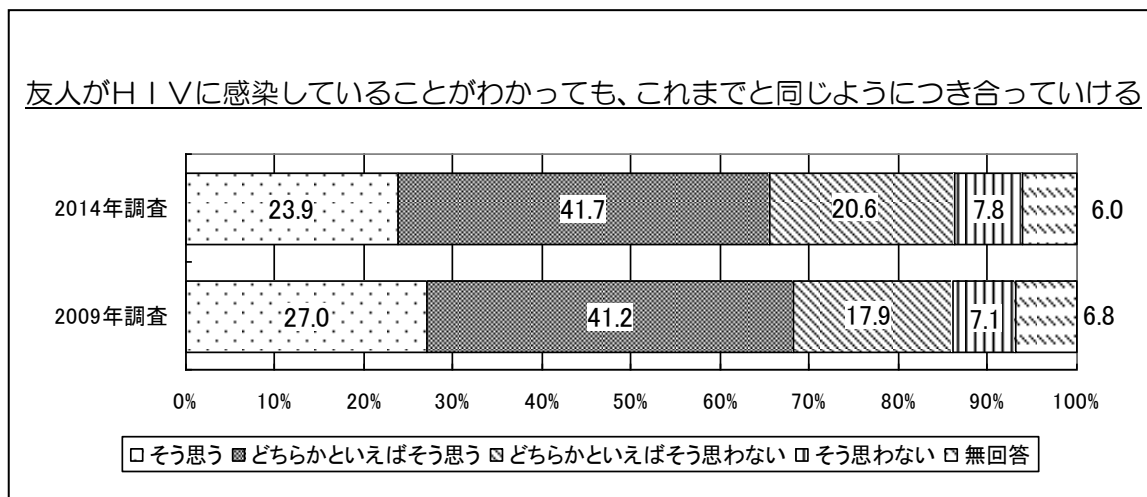


■当事者（関係団体）の声・意見

- 外国人には「日本語」の壁がある。仕事、日常生活、地域への社会参加など、「日本語」を理解して話せるかどうかで違ってくる。
- たしかに国籍や民族は違うが、人によっても日本語レベル、考え方や価値観などは違うから、国籍や民族でひとくくりにできるものではない。しかし、外国人に対する理解がステレオタイプになっている。
- お互いに理解し合うために、多文化交流イベントや、外国人のための日本語教室、日本人のための外国語教室が充実して、お互いにコミュニケーションが取れる場づくりが必要。

(8) ハンセン病回復者やその家族、HIV患者等、さまざまな人権に関する意識

■友人がHIV（エイズ）に感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていけるについて



「友人がHIVに感染していることがわかって、これまでと同じようにつき合っていける」では、「そう思う」が2割強、「どちらかといえばそう思う」が4割強となっており、2つを合わせると6割を超えています。一方「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせると3割近くとなっており、HIVに感染した友人と、付き合い方を変えるという考え方の人がいます。

HIVに限らず、病気に対する正しい知識が浸透しておらず、それが差別につながってしまう可能性があり、誤った理解によって人を傷つけるようなことがないよう、理解を深めることが必要です。

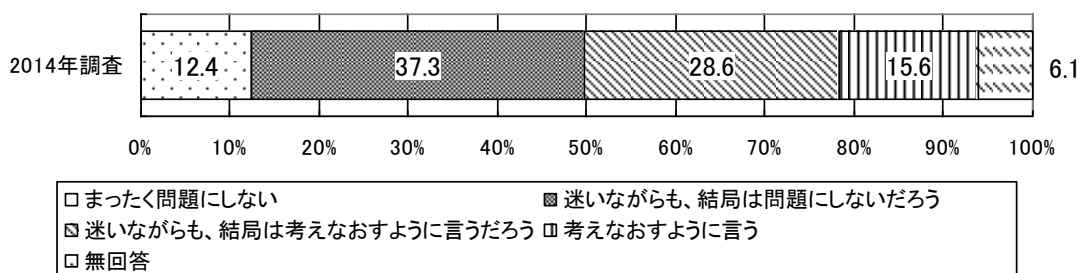
■子どもの結婚相手がハンセン病回復者の家族やHIV陽性者である場合の態度について

子どもの結婚希望相手がハンセン病回復者の「家族」の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、49.7%と半数にも至りません。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると44.2%と4割を超えています。

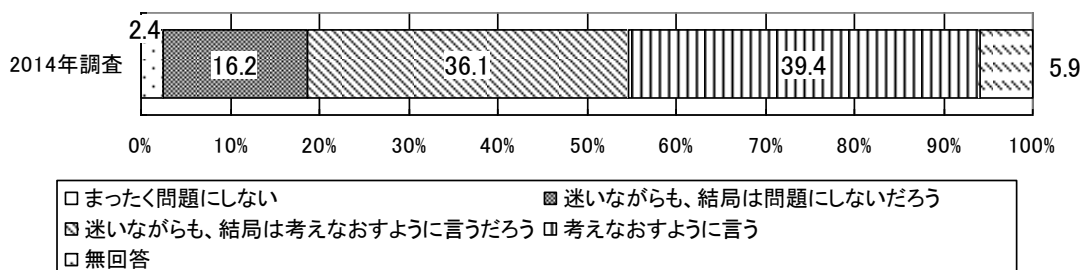
また子どもの結婚希望相手がHIV陽性者の場合、「まったく問題にしない」と「迷いながらも、結局は問題にしないだろう」を合わせると、18.6%と2割にも至りません。一方「考えなおすように言う」と「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」を合わせると75.5%と7割半ばになっています。

こうした反対の態度を示す人たちは、病気に対する理解が乏しく、正しく認識できていない可能性があります。「簡単に感染するのではないか」「子や孫に遺伝するのではないか」といった誤解をなくし、正しい理解を広めていくことが重要です。

子どもの結婚への態度【ハンセン病回復者の家族】



子どもの結婚への態度【HIV陽性者】



■ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者への態度について

「近所に住むこと」や「一緒に入浴すること」、「同じ職場で働くこと」といった日常生活のなかで、ハンセン病回復者やその家族、HIV陽性者と接点を持つことに抵抗感を持つ人がいることがわかります。

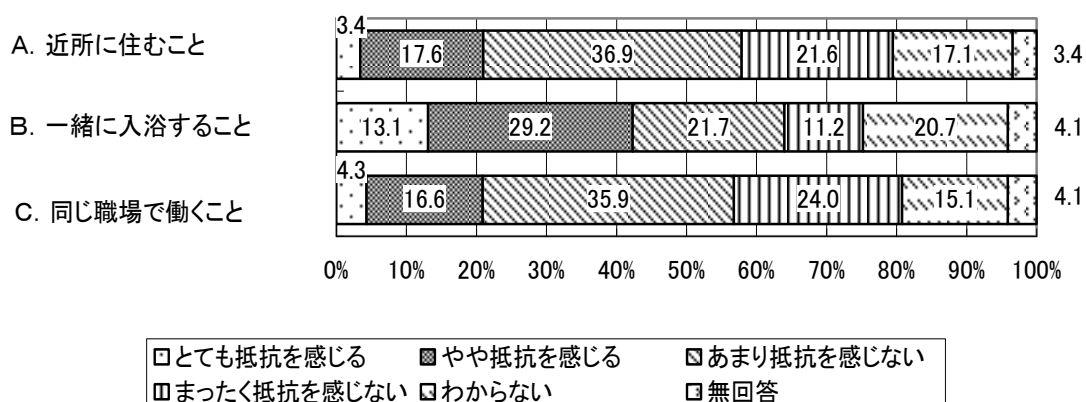
ハンセン病は、現在は治療法が確立され、感染力は非常に弱く、完治可能な病気です。しかし、病気に対する恐れや誤った知識、思い込みなどから、回復者や家族に対する偏見や差別が、いまだに解消されていない状況にあります。

HIVの感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られており、日常生活の接触では感染しないことが明らかになっています。現在では、こうした医学的立証がなされていますが、当初は治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが強調され伝えられてきたため、人々の間に生じた誤解や偏見から、いまだにHIV感染を理由にした多くの人権侵害が起きています。

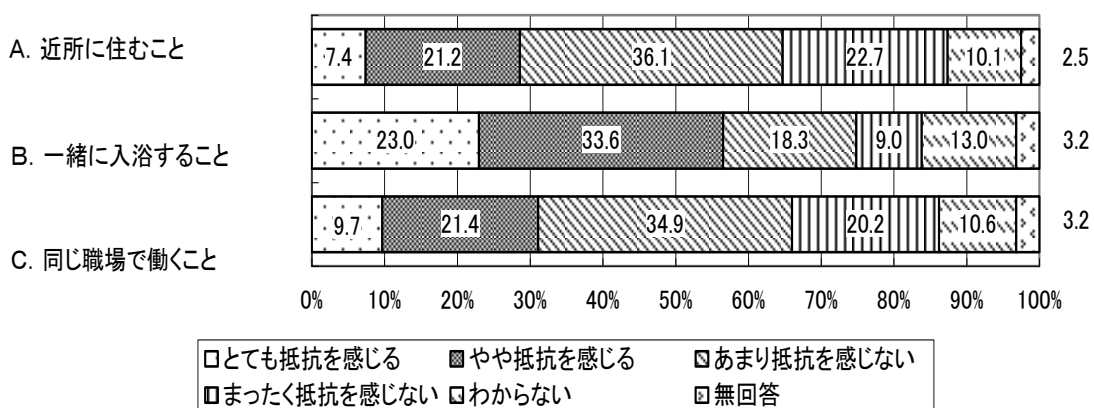
また「わからない」とする回答にも注意を払う必要があります。「わからない」については、ハンセン病やHIVに関する知識の低さにも関連していると考えられます。また、状況によっては強い忌避意識へと転じる可能性もあり、注意しなければなりません。

学びや研修などをおして、ハンセン病やHIVに対する正しい知識と理解を深め、抵抗感の解消に取り組むことが求められます。

ハンセン病回復者やその家族について、次の状況でどれくらい抵抗を感じますか



HIV陽性者について、次の状況でどれくらい抵抗を感じますか

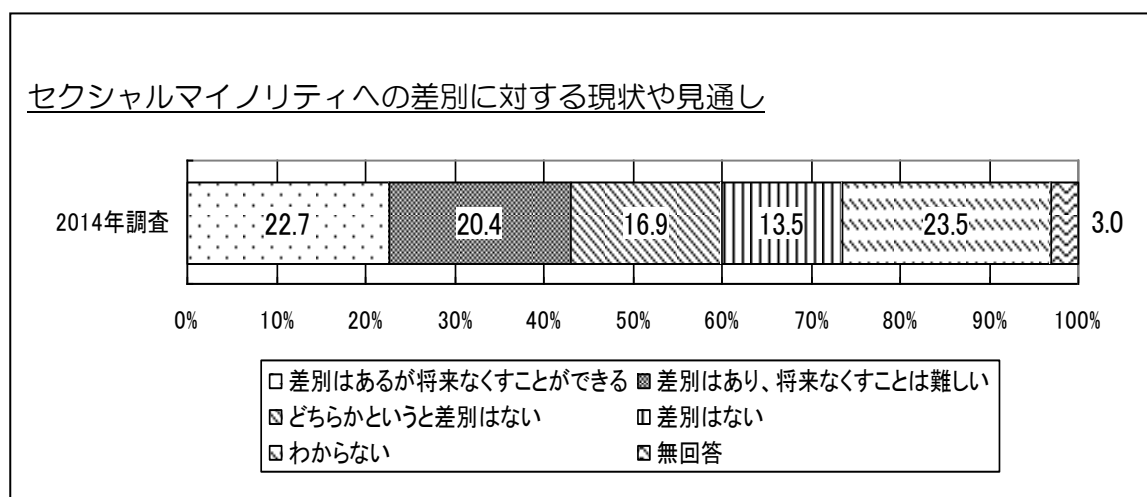


■当事者（関係団体）の声・意見

ハンセン病回復者

- ・療養所で暮らしているが、身寄りがいない高齢の単身者が増えている。
- ・当事者だけではなく、実は家族も差別を受けていることへの理解が低い。
- ・ハンセン病問題を知らない人が増えている。

■セクシャルマイノリティ（性的少数者）への差別について



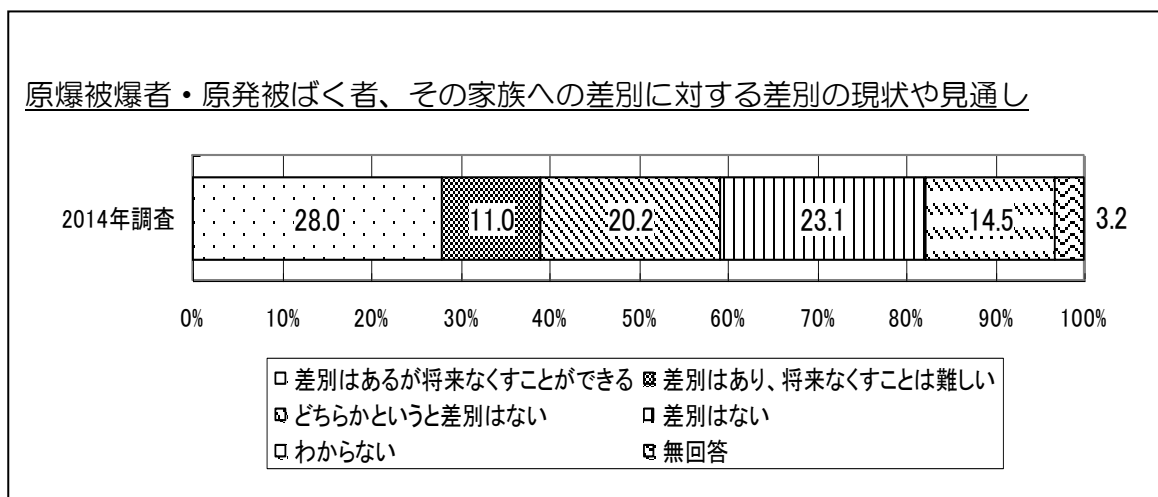
LGBTに代表されるセクシャルマイノリティ（性的少数者）について、さまざまな調査から、当事者の割合は人口の3～5%はあることがわかってきています。学校で例えると、1クラスに最低1人は当事者がいることとなります。これはどんな地域に住んでいても変わりはありません。

セクシャルマイノリティのことを周りに打ち明けられない、未来に希望が持てないなど、悩みを抱えている人々が、自分自身の周囲にも少なからずいるかも知れないと考えることが大切です。当事者がありのままで生きていけるように、誰もが自分らしく生きられる社会になることが必要です。

■当事者（関係団体）の声・意見

- 男性カップルが市内のホテルにダブルルームで予約を入れたが、「ツインではなくてダブルで間違いはないか」「成年か未成年か」などを聞かれ、ダブルルームの利用は規定でお断りしていると言われた。
- どこでも周囲の視線を感じることもある。私たち自身も、同じ立場の人を見かけると「そうなのかな？」という目で見てしまう。
- トランスジェンダーを隠さないで里帰りしているが、両親が私の事を本当に理解してくれているかどうかはわからない。

■原爆被爆者・原発被ばく者、その家族への差別について



原爆被爆者の中には、「放射能がうつる」などのいわれのない差別を受け、長年にわたり、偏見にさらされてきた人たちがいます。

こうした広島や長崎の被爆者に対する差別が解決し切れていない状態で、2011(平成 23)年 3 月 11 日の東日本大震災によって原子力発電所の事故が起こりました。すると今度は、原子力発電所事故による避難者への差別となって現れました。被ばく者やその家族であることを語ることで、原子力発電所事故の避難者であることを語ることで差別を受けるのではないかと不安を抱える人もいます。

放射線の恐ろしさが強調されればされるほど、被害を受けた人のことまで「恐ろしいもの」と考え、避けようとする状況が起きています。原子力発電所事故からの避難先で発生した「いじめ」では、小学生時代にいじめを受けたまま放置されていました。我々は決して他人事ではなく、「あらゆる差別を許さない」正しい認識と行動が求められています。

■当事者（関係団体）の声・意見

東日本大震災による原子力発電所事故による避難者

- 子どもが避難先の小学校へ行くと、「放射能」と言われて背中を蹴られた。その話を聞き、すぐ転校させた。
- 市内某地へ移り住んだが、私たちが福島から避難してきたことを伝えても、理解を示してくれる人ばかりではなかった。そこで1年近く住んだが、集落内では遠めに見られている感じで、ヨソ者として嫌われていると感じ、居づらくなって引っ越した。
- 避難先で被災者の相談窓口や被災者が話し合える場所があればよかったと思う。

原爆被災者

- 原爆被災者であることを周囲に話にくく、隠して生きている人もいます。

(9) インターネット上の人権侵害

第2次伊賀市人権施策総合計画期間における、インターネットを取り巻く環境は、大きく変化しています。以前は、学校裏サイトや掲示板などに、携帯電話でアクセスして、特定個人の誹謗中傷を行なういじめや、ネットに潜む危険性を知らない児童生徒が、自ら個人情報の開示をしてしまうことにより、犯罪等に巻き込まれる被害が中心でした。現在では、急速なスマートフォンの普及により、時間や場所に関係なく、より手軽にインターネットにアクセスできる環境となり、コミュニケーションや情報収集のツールとして、青少年の利用者が増えています。最近では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使用した、いじめやトラブルが社会問題となっています。例えば SNS 内で、いじめなどの問題が起こっても、保護者や教師といった外部の人が発見することは、極めて困難であり、表面化した時点では、重大な局面に至っていることが少なくありません。

このような変化が、インターネット掲示板にも少なからず、影響を与えていると考えられます。SNS による情報共有が早くなり、信頼できる情報だけを収集するようになったため、雑多な情報が溢れているインターネット掲示板をあえて利用するメリットがなくなって来ていると考えられます。しかし、一方では、インターネット掲示板は、書き込みの匿名性や自由度が高く、差別的書き込みや誹謗中傷が、減少していない状況です。また、各サイトの削除基準に抵触しないように、差別的な書き込みをするといった悪質化・巧妙化する傾向が現れています。

2016 伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業報告書より					
モニタリングによる差別書き込み発見件数の推移（伊賀地域内）					
	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
発見件数	89 件	67 件	122 件	151 件	50 件

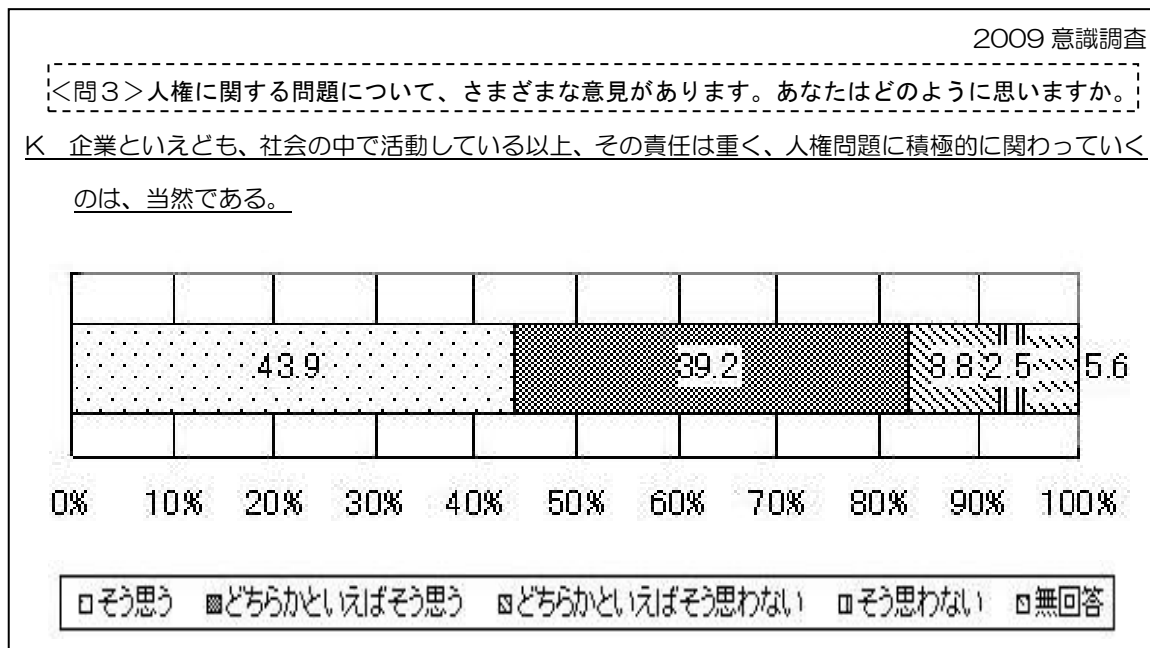
2016 年度人権課題別発見件数（伊賀地域内）	
カテゴリ	件数
同和問題	17 件
在日コリアン	3 件
その他(個人情報など)	30 件

※1 件の発見書き込みには、複数の人権課題が含まれる場合があるため、合計件数は発見件数の合計に一致しない。

2016 年度削除要請件数（伊賀地域内）				
発見件数	要請件数	削除件数	放置件数	削除割合
50 件	26 件	25 件	25 件	50.0%

(10) 企業の社会的責任

■企業は人権問題に取り組む責任があるという考え方について



前回の伊賀市における人権問題に関する市民意識調査報告書から、「企業は人権問題に取り組む責任がある」を肯定した割合は83.1%と8割を超えています。市民の多くは、単に利益追求だけでなく、企業が法令遵守や人権問題や環境問題に積極的に取り組むのは当然だと考え、また企業経営者も、経営理念にダイバーシティ^{*}やインクルージョン^{*}の理念を取り入れて、業績をあげています。

＜用語の意味＞

※ **ダイバーシティ**：「多様性」を指す英語。企業において、人種・国籍・性・年齢を問わずに、多様な能力や発想、価値観を持つ人材を融合・活用することで組織の活性化と生産性をあげ、企業の成長と個人の幸せを同時に目指す概念。こうすることで、ビジネス環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えられています。

※ **インクルージョン**：組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態さず用語として区別されます。

企業が取組むべき人権課題は多く、公正な採用選考、従業員の人権意識向上のための研修の推進、セクシュアル・ハラスメント[※]、パワー・ハラスメント[※]、マタニティ・ハラスメント[※]などへの対策、障がい者雇用の推進と合理的配慮の提供などがあげられます。また、品質管理や安全管理、誰にでも優しい商品・サービスの提供、地域社会との連携や環境への取組など企業と人権は密接な関係があります。

企業が人権に取組むことは、従業員のモチベーション[※]を高め、社内が活性化し、生産性の向上や安定にもつながっていきます。また、人権の視点をもって仕事に取組むことは、企業の業績を伸ばし、社会的信頼・評価を高め、将来に向かって市場からの支持を得て発展し続けることにつながります。このように人権を考えていくことは企業活動に必要不可欠であり、市民の多くが求めていることを市内事業所に啓発していきます。

<用語の意味>

※ **セクシュアル・ハラスメント**：相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

※ **パワー・ハラスメント**：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。たとえ部下であっても上司に対するパワー・ハラスメント行為として認められることもある。同僚が同僚に対して行ういじめも同じ仕組み。

※ **マタニティ・ハラスメント**：職場において行われる上司や同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

※ **モチベーション**：動機を与えること、動機づけのことをいいます。